

あきる野市教育委員会 4 月定例会会議録

- 1 開催日 平成25年4月25日(木)
- 2 開催時刻 午後2時00分
- 3 終了時刻 午後3時10分
- 4 場所 あきる野市役所 5階 505会議室
- 5 日程
- | | | |
|------|---------|--|
| 日程第1 | 議案第18号 | あきる野市小中一貫教育推進基本計画について |
| 日程第2 | 議案第19号 | 教育長が事務を臨時代理する場合における委員会の指示について |
| 日程第3 | 議案第20号 | あきる野市社会教育委員の解職及び委嘱について |
| 日程第4 | 報告第1号 | 臨時代理した教育委員会の職員の人事異動に関する報告及び承認について |
| 日程第5 | 報告事項(1) | あきる野市教育基本計画(第2次計画)策定検討委員会設置要領の制定及び策定スケジュールについて |
| 日程第6 | 報告事項(2) | あきる野市立学校の教職員に対する面接指導実施要領について |
| 日程第7 | 教育委員報告 | |
- 6 出席委員
- | | |
|----------|-------|
| 委員長 | 古田土暢子 |
| 委員長職務代理者 | 山城清邦 |
| 委員 | 田野倉美保 |
| 委員 | 丹治充 |
| 教育長 | 宮林徹 |
- 7 欠席委員 なし
- 8 事務局出席者
- | | |
|--------|------|
| 教育部長 | 鈴木恵子 |
| 指導担当部長 | 新村紀昭 |

生涯学習担当部長	山 田 雄 三
教育総務課長	小 林 賢 司
教育施設担当課長	丸 山 誠 司
学校給食課長	木 下 義 彦
スポーツ・公民館担当課長	岡 野 要 一
国体推進室長	橋 本 恵 司
図書館長	松 島 満
指導主事	梶 井 ひとみ
指導主事	加 藤 治 紀

9 事務局欠席者

指導担当課長	千 葉 貴 樹
生涯学習スポーツ課長	関 谷 学

開会宣言 午後 2 時 0 0 分

委員長（古田土暢子君）

新年度最初、新体制で始まりますあきる野市教育委員会 4 月定例会を開催いたします。

本日は教育委員全員が出席しており、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 13 条第 2 項に規定する定足数に達しておりますので、会議は成立しております。

本日傍聴の希望がありますので、許可したいと思います。

事務局は、指導担当課長、生涯学習スポーツ課長が欠席しております。

それでは、議事日程に従って会議を進めたいと思います。

まず、会議録署名委員の指名については、丹治委員と山城委員を指名します。

それでは、議事に入りたいと思います。

日程第 1 議案第 18 号あきる野市小中一貫教育推進基本計画についてを上程します。

提出者は説明をお願いします。

教育長。

教育長（宮林 徹君）

それでは、議案第 18 号あきる野市小中一貫教育推進基本計画についての議案を提出いたします。

指導担当部長から説明をいたします。

委員長（古田土暢子君）

指導担当部長。

指導担当部長（新村紀昭君）

それでは、提案理由でございますが、平成 23 年 12 月に策定いたしましたあきる野市小中一貫教育実施指針に基づきまして、あきる野市小中一貫教育推進基本計画策定委員会を設置いたしまして、本市の実態に即した小中一貫教育のあり方について検討を重ねてまいりました。今回パブリックコメントを経まして、あきる野市小中一貫教育推進基本計画を策定いたしましたので、委員会の承認を求めるものでございます。

それでは、基本計画のほうでございますが、こちらにつきましては 4 月 11 日にパブリックコメントの結果について報告をいたしまして意見を求めたところ、特段基本計画の修正についての意見もなく、また策定委員会として原案どおり、この基本計画を策定することによって問題ないということになりましたので、11 ページ、12 ページの検討経過のところなんです、こちら指導計画等検討部会検討経過の 5 番になります。平成 25 年 4 月上旬となっておりますが、ここが 4 月 11 日という形になりまして、パブリックコメントの結果についての検討を終了し、こちらで策定をお願いしたいということでございます。そうしまして別冊でそのパブリックコメントに対する市の考え方というものを示させていただきますので、そちらについて述べさせていただきます。なお、このコメントでいいということであれば、こちらの市の考え方も含めて基本計画のほうに載せていくという形になってまいります。

それでは、別紙のほうをごらんください。提出された意見の概要とそれに対する市の考え方ということで、案件、募集期間は資料にあるとおりでございます。意見等の提出件数

は8件、ただし、提出者は1名ということでございました。幾つかある中で主なものについてお話を差し上げます。

まず、意見の概要として、1回及び数回の学力調査を基準として学力のことを言っているのかというようなことなんですけれども、市の考え方といたしましては、本市の子供たちの学力の定着状況につきましては、過去数年間の国や都の学力調査、そうしたものから課題があるということを押えているということで、この考え方自体は間違っていないというふうに考えております。

2点目、家庭学習を前提として学校教育を考えるのはおかしいということなんですけれども、各学校ではもちろん学校の中でやっているわけですのでございますけれども、保護者の協力も得ながら家庭学習を充実させることも学力の定着には重要なことということでございまして、そうしたことを家庭学習の必要性ということで述べているということでございます。

また、3点目として、テストや受験勉強に駆り立てている日本の教育体制ということで、そのことが原因で諸問題を生み出す要因になっているという意見なんですけれども、小中一貫教育というのは、テストや受験勉強を重視するために推進するものではないということでございまして、ここにあるように小中学校の教員がさまざまな共通理解を図っていくことで、中学に進学する際のさまざまなストレスを低下させるということが目的だということなんです。

そして、1枚おめくりいただきまして、小中学校が一体となって取り組むには、教員の視点が大事だと。行政は側面からそれを援助すべきだというお考えです。これにつきましては、もちろんそういった各学校の主体的な取り組みを側面から支援していくという部分については同じ考えであるということでございます。そして、教育委員会の施策推進のあり方についてということで、1点目は、良好な教育環境を整備することが、行政の最も大事な仕事であるというご意見です。私どもといたしましては、それはもちろんのことなんですけれども、それだけではなくて、やはり各学校の教育活動についてもきちんと把握をいたしまして、それが子供や地域の実態に即した効果的なものであるかどうかということ把握し、指導、助言することもあわせて必要であるという考え方でございます。

1枚おめくりいただきまして、あきる野市における小中一貫教育ということで、ご意見としては、小中学校の教員が共通の指導理念を持つということは、一定の価値観の押しつけになるのではないかとということです。型にはまった子供を育てることになるのではないかとご意見なんですけれども、委員会としては共通の指導理念のもとに指導するということは、実態に即して課題を分析することがまずあるということで、その分析に基づいて子供たちの変容に応じて絶えず見直しを図っていきながら進めていくということなので、この共通の指導理念が一定の価値観にはまったものになるということではないということで意見として持っております。

それから、本市が目指す小中一貫教育の考え方として、教職員に新たな負担が、この一貫教育を進めることであるのではないかとご意見なんですけれども、本市については、他の一部の自治体のように新たな教科を設定してやる、あるいは特別な内容を加えて教えるというのではなく、あくまでも学習指導要領に沿ってやっていくものですので、そうした過度の負担がかかるということではないというふうに考えてございます。そうしたことを

述べております。

そして、地域の実態に即した小中一貫教育ということで、子供たちの実態に即して柔軟な指導を可能にしてほしいということなんですが、これについてはご指摘のとおりであるということで、学習状況に応じて対応していくというふうな考え方を示させていただきました。こうした内容でよろしければ、こちらのほうでコメントとさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

委員長（古田土暢子君）

説明が終わりました。

これから質疑に入ります。何か質問などございますか。

山城委員。

委員長職務代理者（山城清邦君）

一般的な話として、別にこの推進計画がどうか、それからパブリックコメントがどうかということではなく、前にも何回か質問していると思うんですが、なぜあきる野市の小学校にしても中学校にしても、2ページにありますように東京都の調査結果と比較して10ポイント以上、あるいは5から10ポイント以上下回るということが起きているのか。いろんな側面があって、いろんな要因があるかとは思いますが。例えばその指導方法に問題があるんだとか、あるいは、家庭での学習時間が足りないとか、あるいは地域性であるとか、あるいはその地域の経済力であるとか、いろんなことが考えられると思うんですけども。その原因が突きとめられたからといって、それに対して有効な手だてが必ずしもうてるとは限らないとは思いますが。こういった、ある平均値を下回る地域の特性といたしまししょうか、全国的に見て県とか大きな都道府県によってもそういう傾向があるのかなのか。いろんな側面が考えられると思うんですけども、どなたか研究されておられる方で、その中で定説というようなものが何かあるのかどうか。それをちょっとお伺いしたいと思います。

委員長（古田土暢子君）

指導担当部長。

指導担当部長（新村紀昭君）

全国の調査、今までは抽出でございましたがことしから全校体制になりました。それから、都のほうは全体でやっておりますけれども、そういった形での分析はしてございません。これはそういったことによって、さまざまな実験的な部分で問題なども起こる可能性もありますので、地域性とか何かというところではないのかなと思います。ただ、前回の教育委員会の中で、学力調査の結果について指導主事のほうから報告を差し上げましたけれども、意識調査であるとか生活の調査であるとか、そういったようなものを見ると、やはりその意識としてわかる授業、おもしろい授業、興味が湧く授業というものについては、非常に子供たちは飛びついて一生懸命やると。そういった授業を全校の先生が意識して授業の導入部分の工夫をする、教材の工夫をする。そういったようなことをすれば、これは確実に学力は上がっていくだろうということは言えると思います。それが数値的にどのくらいの先生がそうした知的好奇心を盛り上げるような授業をしているかというのは、数字

的にはちょっとないんですけども。ただ、学校の学校要覧の中で、そのあたりの数字は出てきていると思います。ただ、これについても非常に評価基準そのものがいまいな学校もありますので、ことしについては具体的に、きょう校長会でもお伝えしたんですが、数値目標をきちんと立てて、例えば各学年で履修すべき漢字をもう9割以上は全部の子供がきちんと書ける、読めるというような具体的なものを設けて指導に当たってくださいといったようなことで対策をとっております。

それから、子供たちの生活意識調査です。こちらについてもご報告しましたけれど、やはり本市の子供の特徴として非常に部活動に一生懸命取り組む。そして、家に帰ると家庭でのさまざまな趣味を生かしたテレビやビデオを見たり、そういう生活をエンジョイしている。そうすると、やはりその間の時間、食事をしたり入浴をしたりという時間とられてしまって、残り家庭学習の時間はどれくらいなんだろうといったときに、やはりその部分の時間が都全体と比べるとやや時間数が少ないのかなと。予習、復習の時間であるとか家庭学習の部分というのは、どうしても削られていってしまいますので、学校も家へ帰ってやる課題を与えていくということも大事ですし、家庭においてもそれをきちんとやっていくという家庭の意識を醸成していくことも大事だと思います。家庭学習の勧めというものも増戸小中のほうで一貫して提示していただきましたけれども、そういったようなものが全市的な形で展開されていけば、そういったようなことについても改善していくのかなと。今後そういった両面から見ていく必要があるのかなというふうに思っております。数字的な部分、定説をお示しできなくて申しわけないですが、そういったようなことでございます。

以上です。

委員長職務代理者（山城清邦君）

ありがとうございました。

委員長（古田土暢子君）

丹治委員。

委員（丹治 充君）

細かいことですが、質問させていただきます。5ページからの今までの学校体制を生かした小中一貫教育の推進の指導体制の中で、小学校の高学年において、今後一部教科担任制を実施していきたいとありますが非常に有効な方法だろうと思います。具体的に今のところどんな教科をお考えでしょうか。それが1点目ですね。

2点目は、小中一貫教育のパイロット校として増戸小中学校が今現在挙がっていますが、そのほかの中学校で見ますと4中学校については隣接しておりませんので、また違った意味での小中一貫教育がなされるでしょう。そういった意味でモデル校になるような中学校というのは具体的にはありませんでしょうか。また、あるということであれば、具体的にどのような形で現在進められているのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

そして、3点目いいですか。3点目は、各学校それぞれ図書館を併設していますね。市のほうの図書館の運営、経営は、市民にとって有効な方法がなされていると思います。そういった中で小学校、中学校の図書館との連携が大事になってくるのではないのかなと。その辺のお考えがありましたら、具体的な動きでも結構ですから、教えていただければと

思います。

以上です。

委員長（古田土暢子君）

指導担当部長。

指導担当部長（新村紀昭君）

まず、1点目の6ページ、小中一貫教育の指導体制の一部教科担任制ということですが、小学校については、もう実技教科については、それぞれ教科の先生がやっています。やはり一番の基礎、基本になるのは、英、国と算数、数学というところだと思いますので、そうしたところからできていけばいいのかなというふうに思っております。ただ、これ時数の関係であるとかいろいろなことがありますので、難しいところもあるかと思えますけれども、そういった部分で導入できるかなと。あと、理科については、一部理科専科という形で小学校やっていますので、そういったような部分も小中の一貫の中で、これは中学校の教員が小学校に行くという例も増戸でございました。時間的な余裕があれば、そういったようなことも考えております。

2点目の隣接ではないところのモデル校ということですが、これについてはどの地区もそれぞれ特徴を持ってやっています。ただ、本年度2年目を迎える秋多中学校区については、離れた学校での小中一貫ということも発表していただきますので、これがモデルになっていく部分もあるのかなというふうに思っております。また、東中については、本年度からですけれども、東京都の学力向上の推進指定を受けて取り組んでまいりますので、これはこれでまた違った形、国語を中心にやっていきますので、そういった国語教育におけるモデルということもあるのかなと思います。いずれにつきましてもそれぞれの地区が個性を出していくことで、ある一つのモデルということにもつながるかなというふうに考えているところでございます。

それから、3点目の図書館のことについては、なかなか委員ご指摘のような小中の図書館の連携、一貫ということは、まだそうした研究もございませんので、これは今後そうした形での研究はしてまいりたいなというふうに思います。市の図書館と学校の連携という部分については図書館長にお願いしたいと思えます。

委員長（古田土暢子君）

図書館長いかがでしょうか。

図書館長（松島 満君）

学校と図書館の連携としては学校図書館活用推進委員会、指導室のほうと連携をして行わせていただいています。それと、図書館のほうからアプローチしております子供読書活動推進の学校図書館関係者連絡会、こちらを年3回ほどやっています。一昨年から小中学校の図書館を見るところで、市内の同じ中学校区にある図書館で小学校の図書館、中学校の図書館を見てもらうというような活動。それから、昨年度は同じ中学校区の中で小学校と一緒に課題を検討するというふうな取り組みを進めさせていただいております。

以上です。

委員長（古田土暢子君）

丹治委員いかがですか。

委員（丹治 充君）

はい、結構です。ありがとうございました。

委員長（古田土暢子君）

教育長。

教育長（宮林 徹君）

今の図書館の話、とても大事なことで、先ほどの学力の話も関係してくるんですけども、きのう全国一斉のテストありましたよね。けさその問題、新聞に小さい字で載っているのをちょこちょこ見てきたけど、やっぱりあれだけの長文を短い時間に一気に読んでいく力というのは、相当読む力がないと、答えられないだろうと私は思います。漢字は書けるかもしれないけれど、相当読解力というか、読んでいく、文字との生活をしっかりしている子供じゃないと、あれはやっぱり結構厳しいなというふうに思いながら、けさの問題を見ました。そういう点では小中一貫教育を進めていくときに、学校図書館を運営することの小中一貫の教育とか、それもととても大事なことです。この本は小学校のとき読ませようよとって、中学にある本を小学校へ持っていっちゃうとかね、小学校のうちに読んでおいてとか、そんなことも私は小中一貫教育を本格的に始めれば、図書館の本なんかだっ整理し直す必要があると思うんですね。それで、必ずこれを小学校のうちに全部の子供が読んでくるもんだとか、今別々に思い思いに買って置いてあるだけのことなんです。そういう図書館における小中一貫教育という視点で、それを進めていくなんていうのも切り口としてはとても大事なことだと思うんですね。それを市の図書館が後方支援をしていくとかバックアップしていくとかというようなことが、今後小中一貫教育を進めていく上で当然考えなきゃならないポイントだと思いますね。

委員長（古田土暢子君）

山城委員。

委員長職務代理者（山城清邦君）

私も強くそう思います。学力向上のために授業力を先生方が改善するのは技術的な分野としてあるのかもしれませんが、基本は国語力だと思うんですね。何の問題にしても、日本語がベースになって構成されているわけですから、その文章の持っている意味をどう捉えるかということは、相当読書量を重ねていく中で獲得するものじゃないかなと思うんです。そうすると、学校の図書館に司書であるとか、図書館補助員といった方々が、どうやって学校図書を生かすかという目標を立てているんな活動をしていくことがとても大事で、どんな本でもいいから、僕は1冊読み上げるということを重ねていくというのがとても大事だと思うんです。読解力というのは、この文章の一つの段落に何が書いてあるか把握しなさいというよりも、完結した物語を一つ一つたくさん読んでいくということの中で、全体的なイメージというか文章を読む力というのが自然と備わってくるものじゃないかなと思いますので、なるべくたくさん本を読むということが、とても大事じゃないかなという気がしています。私の感想ですけど。

委員長（古田土暢子君）

ありがとうございました。

よろしいでしょうか。

《なし》

委員長（古田土暢子君）

質問などないようですので、質疑を終了いたします。

議案第18号あきる野市小中一貫教育推進基本計画については、原案のとおり承認することに異議はございませんか。

《異議なし》

委員長（古田土暢子君）

異議なしと認めます。

議案第18号あきる野市小中一貫教育推進基本計画については、原案のとおり承認されました。

続きまして、日程第2 議案第19号教育長が事務を臨時代理する場合における委員会の指示についてを上程します。

提出者は説明をお願いします。

教育長。

教育長（宮林 徹君）

議案第19号教育長が事務を臨時代理する場合における委員会の指示についての議案を提出いたします。説明は教育部長よりいたします。

委員長（古田土暢子君）

教育部長。

教育部長（鈴木恵子君）

それでは、提案理由でございますが、平成20年5月28日付、あきる野市教育委員会通達第4号で、あきる野市教育委員会教育長に対する事務委任規則第2条第6号に規定される、あきる野市教育委員会の権限に属する人事に関する事務の処理を、同規則第4条第1項及び第2項の規定に基づいて教育長がその事務の処理を臨時に代行する場合に、あきる野市教育委員会が教育長にあらかじめ行う指示の範囲につきまして、教育委員会事務局及びその他の教育機関、学校を除く、の「係長級の職以下」の人事に関する事務の処理としていたものを、この範囲を課長補佐級以下と改める必要があることから、別紙のとおり臨時代理できる範囲を「課長補佐級の職以下」と改め、新たに指定するものでございます。

次のページをお開きいただきまして、別紙でございます。読み上げまして説明にかえさせていただきます。あきる野市教育委員会教育長殿。あきる野市教育委員会委員長、古田土暢子。教育長が事務を臨時代理する場合における委員会の指示について。

このことについて、平成20年あきる野市教育委員会通達第4号の指示を取り消し、下記のとおり指示する。

記といたしまして、あきる野市教育委員会は、あきる野市教育委員会教育長に対する事務委任規則第2条第6号で規定する、あきる野市教育委員会の権限に属する人事に関する事務の処理について、同規則第4条第1項及び第2項の規定に基づいて教育長がその事務の処理を臨時に代理する場合における、あきる野市教育委員会が教育長にあらかじめ行う指示の範囲その他必要な事項を次のように定め指示する。

臨時代理できる範囲。

1、委員会事務局及びその他教育機関（学校を除く。）の課長補佐級の職以下の人事に関する事務の処理。

2、委員会の所管に属する学校の職員の校長及び副校長の職以外の人事に関する事務の処理。

報告の省略。

1、委員会の指示により臨時代理した前記1及び2の事務について、委員会への報告及び承認を求めることを省略することができる。

以上でございます。よろしくご審議のほど、お願いいたします。

委員長（古田土暢子君）

説明が終わりました。

これから質疑に入ります。何か質問などございますか。

山城委員。

委員長職務代理者（山城清邦君）

臨時代理できる範囲の2の校長及び副校長の職以外の人事に関する事務の処理といたしますと、例えばどういう職種になりますでしょうか。

委員長（古田土暢子君）

教育部長。

教育部長（鈴木恵子君）

管理職以外の全ての教員がこちらにあたります。

委員長（古田土暢子君）

よろしいですか。

委員長職務代理者（山城清邦君）

はい。

委員長（古田土暢子君）

質問などないようですので、質疑を終了いたします。

議案第19号教育長が事務を臨時代理する場合における委員会の指示については、原案のとおり承認することに異議はございませんか。

《異議なし》

委員長（古田土暢子君）

異議なしと認めます。

議案第19号教育長が事務を臨時代理する場合における委員会の指示については、原案のとおり承認されました。

続きまして、日程第3 議案第20号あきる野市社会教育委員の解職及び委嘱についてを上程します。

本件は人事案件ですので、非公開で会議を進めたいと思いますが、いかがでしょうか。

《異議なし》

委員長（古田土暢子君）

それでは、非公開で会議を進めますので、傍聴人の方は退席をお願いいたします。

＝非公開＝

委員長（古田土暢子君）

質問などないようですので、質疑を終了いたします。

議案第20号あきる野市社会教育委員の解職及び委嘱については、原案のとおり承認することに異議はございませんか。

《異議なし》

委員長（古田土暢子君）

異議なしと認めます。

議案第20号あきる野市社会教育委員の解職及び委嘱については、原案のとおり承認されました。

続きまして、日程第4 報告第1号臨時代理した教育委員会の職員の人事異動に関する報告及び承認についてを上程します。

傍聴人の入室を許可します。

《傍聴人入席》

委員長（古田土暢子君）

報告者は説明をお願いします。

教育部長。

教育部長（鈴木恵子君）

それでは、報告第1号を説明させていただきます。

教育委員会事務局の課長職以上の人事異動について、あきる野市教育委員会教育長に対する事務委任規則第4条第1項の規定により、別紙のとおり臨時代理いたしましたので、同規則第4条第2項の規定によりこれを報告し委員会の承認を求めるものでございます。

次のページをお開きいただきまして別紙でございます。教育委員会事務局の課長職以上の人事異動について、あきる野市教育委員会教育長に対する事務委任規則第4条第1項の規定により、その事務処理について、平成25年3月29日に臨時代理したものでございます。人事の発令につきましては、平成25年4月1日付でございます。表につきまして、氏名、新旧の職名、備考の順に読み上げさせていただきます。なお、敬称は略させていただきます。

小林賢司、教育部教育総務課長、教育部学校給食課長。丸山誠司、都市整備部施設営繕課長併せて教育部教育総務課教育施設担当課長、総務部施設営繕課長併せて教育部教育総務課教育施設担当課長、組織改正。木下義彦、教育部学校給食課長、教育部スポーツ推進課長。関谷学、教育部生涯学習スポーツ課長、教育部生涯学習推進課長、組織改正。岡野要一、スポーツ・公民館担当課長、教育部公民館長。佐藤幸広、総務部職員課長、教育部

教育総務課長。平野泰弘、総務部職員課付課長、教育部秋川キララホール館長。小磯弘、議会事務局次長補佐、教育部指導室長補佐。石川剛、都市整備部施設営繕課長補佐併せて教育部教育総務課長補佐（教育施設担当）、総務部施設営繕課長補佐併せて教育部教育総務課長補佐（教育施設係長事務取扱）、組織改正によるものでございます。

以上でございます。よろしくご承認のほどお願いいたします。

委員長（古田土暢子君）

説明が終わりました。

これから質疑に入ります。何か質問などございますか。よろしいでしょうか。

《なし》

委員長（古田土暢子君）

質問などが無いようですので、質疑を終了いたします。

報告第1号臨時代理した教育委員会の職員の人事異動に関する報告及び承認については、報告のとおり承認することに異議はございませんか。

《異議なし》

委員長（古田土暢子君）

異議なしと認めます。

報告第1号臨時代理した教育委員会の職員の人事異動に関する報告及び承認については、報告のとおり承認されました。

続きまして、日程第5 報告事項（1）、あきる野市教育基本計画（第2次計画）策定検討委員会設置要領の制定及び策定スケジュールについて、報告者は説明をお願いします。

教育総務課長。

教育総務課長（小林賢司君）

それでは、あきる野市教育基本計画（第2次計画）策定検討委員会設置要領の制定及び策定スケジュールについて報告をさせていただきます。

教育基本計画につきましては、平成23年度から平成25年度までの3年間の計画となっております。市の後期基本計画につきましても3年間の計画が今年度で終了しますので、今年度その後の7年間の計画を策定することとしております。教育基本計画につきましても、市の後期基本計画にあわせまして第2次として平成26年度から平成32年度までの7年間の計画を策定するものでございます。教育基本計画策定検討委員会を設置しまして基本計画の策定をしますので、その策定検討委員会設置要領を定めるものでございます。

まず、第2条、所掌事項でございます。策定検討委員会は、次に掲げる事項について検討する。（1）教育基本計画の体系に関すること、（2）教育基本計画の施策及び事業に関すること、（3）前2号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める事項。

第3条、組織でございます。第3条、策定検討委員会は、委員10人以内とし、次に掲げる者をもって構成する。（1）教育委員、（2）社会教育委員、（3）あきる野市立小中学校PTA連合会の代表者、（4）あきる野市公立小中学校校長会代表者、（5）市職員。1枚めくっていただきたいんですが、そこに検討委員会委員名簿の方々を予定をしております。

続きまして、第7条、検討部会でございます。第7条、第2条の所掌事務について、必要な調査、研究及び検討を行うため、策定検討委員会の下に検討部会を置く。2項としまして、検討部会の部会員は、教育委員会事務局課長級職員で組織する。3項、検討部会に、部会長及び副部会長を置き、部会長は、部会員の互選により定め、副部会長は、部会長が指名する。4、部会長は、必要があると認めるときは、検討部会に、部会員以外の者の出席を求めることができる。5としまして、検討部会は、調査、検討の経過及び結果を策定委員会に報告する。

報告、第8条でございます。第8条、策定検討委員会は、教育委員会に対し必要に応じて検討経過を報告するとともに、検討結果を報告するとございます。

庶務としまして、第9条、策定検討委員会及び検討部会の庶務は、教育部教育総務課において処理するというようなことでございます。

次に、策定スケジュールでございます。2枚ほどめくっていただきまして、ちょっと字が小さくて見づらいと思いますが、スケジュールとなっております。

まず、教育委員会のスケジュールでございますが、5月から教育基本計画における教育目標、基本方針の検討を開始していただきまして、6月の定例会で教育目標、基本方針を決定していただく予定でございます。10月には中間報告。12月には素案を報告させていただきますまして、1月には案を決定をしていただきまして、3月の定例会におきまして教育基本計画の決定をしていただく予定でございます。

また、策定検討委員会につきましては、年度内に5回程度開催を予定しております。

また、部会につきましては、随時開催することになります。

パブリックコメントでございますが、2月に予定をしておりますして、これらを集約しまして、議会への報告につきましては、3月議会で報告をする予定でございます。

以上でございます。

委員長（古田土暢子君）

説明が終わりました。

これから質疑に入ります。何か質問などございますか。

山城委員。

委員長職務代理者（山城清邦君）

第2次計画の期間が相当長期にわたるということで、素人でよくわからないんですけども、計画を立てていく中で7年後のことを想定すると今の動きがとれないとか、逆に今のことを考えてしてしまうと、将来それによって縛られてしまうとか、技術的な困難さというのがあるのではないかなと想像するんですけども。その7年計画の中の内容的なもの、あるいは時間的なスパンに対する構造というのは現在のところどのようにお考えなのでしょうか。

委員長（古田土暢子君）

教育部長。

教育部長（鈴木恵子君）

基本的には教育基本計画についても市の長期計画のもとに計画を立てることが基本的な考え方になりますので、市の長期計画のスパンに合わせて今回予定をしております。

ただ、短期的な目標、それから中期的な目標、長期的な目標という3通りの目安を立てて基本設計をしていく必要があるかなというふうに考えておりました、基本とするのは、これまでの3カ年の第1次の基本計画がベースになりますけれども、それを踏まえて短期、中期、長期というような形で計画を立てていきたいというふうに考えております。

委員長職務代理者（山城清邦君）

ありがとうございました。

委員長（古田土暢子君）

丹治委員。

委員（丹治 充君）

市のほうには長期総合計画、いわゆる基本構想があり、その構想を考慮しながら、教育の基本計画が作成されると思うんですが、市では大きな基本計画の改正や変更などのような見直しみたいなものは近々あるのでしょうか。或いはもう終わっているのでしょうか。

委員長（古田土暢子君）

教育部長。

教育部長（鈴木恵子君）

市の計画につきましても、もともと合併後20年間で市の長期計画の期間になっておりました、32年で終了になっております。前期が10年間、後期が10年間の合計20年間で市の長期総合計画になっておりました、この後期のうち、23から25の前半3カ年で後期基本計画を策定していると。それに合わせまして教育基本計画も23から25を今回立てているということです。市のほうもその後の26から32年までの7年間で今現在策定を進めておりますので、それに沿って並行する形で教育基本計画の策定、第2次の策定、となります。

委員長（古田土暢子君）

山城委員。

委員長職務代理者（山城清邦君）

その場合に市の計画とこの教育基本計画の策定メンバー両方に教育長入られるんですか。その人的なつながりというのはこの委員会の中にはあるんですか。

委員長（古田土暢子君）

教育部長。

教育部長（鈴木恵子君）

教育基本計画については、教育委員会の中の事務局長という形で教育長になっていただき、市の計画では教育長は策定委員会としてのメンバーにはなっておりません。市の計画については、中心は課長級で今組織しまして策定を進めていて、順次検討を進めているところです。部長級については経営会議という会議の中で全体の計画の検討と決定という形で関与していくという形になるかと思えます。

委員長職務代理者（山城清邦君）

そうすると、その2つの計画の内容的なすり合わせというのはないのでしょうか。

教育部長（鈴木恵子君）

総合計画のもとでは、大枠のところは位置づけられておりますので、教育に関する個別

の計画については教育基本計画に任せられているという形になります。

それから、教育基本計画については、当然ながら国の教育推進計画、それから東京都が第3次教育プランをこの4月に策定しておりますので、国、それから東京都の進行計画も視野に入れながら計画をつくっていくという、体系としてはそういう形になるかと思いません。

委員長職務代理者（山城清邦君）

わかりました。

委員長（古田土暢子君）

よろしいでしょうか。

《なし》

委員長（古田土暢子君）

では、本件は報告として承りました。

続きまして、日程第6 報告事項（2）、あきる野市立学校の教職員に対する面接指導実施要領について、報告者は説明をお願いします。

指導担当部長。

指導担当部長（新村紀昭君）

それでは、資料のほうをご覧ください。あきる野市市立学校の教職員に対する面接指導実施要領についてでございます。この実施要領につきましては、労働安全衛生法によりまして、長時間労働による疲労が蓄積し、健康障害発生のリスクが高まった労働者に対し、事業者は医師による面接指導を実施しなければならないという規定に沿ったものでございます。そのため医師に相談できる環境を整えることが必要でございました。これは常時50人以上の従業員がいないことにより産業医を配置していない学校にも適用されます。そこで平成24年度の実施計画に上げまして、相談員に係る報酬の予算を確保し、あきる野市立学校の教職員に対する面接指導実施要領を作成した上で、平成25年度、本年度より実施するものでございます。

今回のこのあきる野市立学校の教職員に対する面接指導実施要領につきましては、労働安全衛生法に基づく面接指導、これパンフレットのほうを資料としてお渡ししましたけど、医師による面接指導が実施できる環境を整えたこと以外に2つのことについても相談できる形といたしました。長時間にわたる労働に起因しない場合にも、例えば自身の悩み事や心配事など、メンタルヘルスに関する相談、また、児童生徒への指導、保護者対応等の中で特別な配慮を要するような、そんな案件などについても必要に応じて相談を可能としたものでございます。また、教職員を管理する立場にある校長及び副校長、また教育委員会が多種多様化した課題に対応する教職員を指導する場面、児童生徒、保護者等の対応で特別な配慮を要するような相談案件などについて相談ができるものとしてございます。また、メンタルヘルスに不安を生じている教職員の対応、メンタルヘルスを理由とする休暇、休職に関する対応などについても相談ができるという形にしたものでございます。なお、相談員につきましては、秋川病院の植田医院長にお願いをしてございます。1枚めくっていただきますと、様式がそれぞれついてございます。時間外労働の報告書。そして、様式2ということで添付資料の申し出書、そして疲労蓄積度の申告書、そして時間外労働の報告

書というふうになってございます。

以上でございます。

委員長（古田土暢子君）

説明が終わりました。

これから質疑に入ります。何か質問などございますか。

委員長（古田土暢子君）

田野倉委員。

委員（田野倉美保君）

近年先生方に過度のストレスがかかっている、心身ともに大変な状況にある中で、こういった制度を確立していただいて、先生方にもすごくありがたいことだと思います。今現状としてメンタルヘルスのために医師に相談したほうがいいと思われる先生はどのくらいいるものなんでしょうか。

委員長（古田土暢子君）

指導担当部長。

指導担当部長（新村紀昭君）

これからの制度なのでなんともいえませんが、ことしの平成25年1月現在で、病気休職者と病気休暇者のリストがあるんですけども、病気休職者については、本市小中合わせて8名おまして、その中でうつ状態であるとか自律神経失調症であるとかという理由で休職をされた方が5名いらっしゃいます。それから、病気休暇ですね。これは90日以内のお休みということですけども、市全体で1月現在で16人おまして、そのうち同じようにうつ状態であるとか心因反応であるとか自律神経失調症ということで休暇をとられた方が6名というところでございます。なお、この休まれた方の後補充としては講師を入れる、あるいは病気休職者の場合には正規教員を充てるといったような形で東京都のほうとやりとりをして、後を補充をしております。

以上です。

委員長（古田土暢子君）

丹治委員。

委員（丹治 充君）

今具体的な数字を挙げていただいたんですが、非常にストレスを受けやすい性格の職員などもおられると思います。その5名、または6名については、本市に異動してから病気休職あるいは休暇等をとられている職員ですか。あるいは従来から、以前でもこういうふうな状況にあったというような職員なんでしょうか。

委員長（古田土暢子君）

指導担当部長。

指導担当部長（新村紀昭君）

個別な案件になってしまいますので正確な数まではちょっとわからないんですが、今委員がおっしゃったような、こちらに赴任する前にも1度そういったようなことで発症があって病気休暇あるいは休職をとられて、そして回復をして復職して本市に来られたという方ももちろん複数名いらっしゃいますので、あきる野市に来たからそうってしまったと

いう方ばかりではないということでございます。

委員長（古田土暢子君）

この制度、他市に先んじて実施されるということで、本当に先生方のケアとしていいなという思いがいたします。ありがとうございます。

教育長何かございますか。

教育長（宮林 徹君）

ありません。

委員長（古田土暢子君）

山城委員。

委員長職務代理者（山城清邦君）

東京都として大まかな数字としてでも、教職員の大体何%ぐらいが休職されている、そういう可能性があるというようなことは出ているのでしょうか。

委員長（古田土暢子君）

指導担当部長。

指導担当部長（新村紀昭君）

申しわけございません。今手元に資料がございませんので、後で調べて報告をしたいと思えます。

委員長（古田土暢子君）

お願いいたします。

よろしいでしょうか。

《なし》

委員長（古田土暢子君）

では、本件は報告として承りました。

続きまして、教育委員報告です。

それでは、教育長から報告をお願いいたします。

教育長（宮林 徹君）

では、私のほうは、新年度が始まって前回の教育委員会の定例会からあとですけれども、何とんでも4月になってから入学式があったり、いろんな組織の総会があったり、そのところで時間が過ぎていっています。きょうも校長会があって、1カ月が終わるけれども、この1カ月それぞれの学校はどうだったのか。要は子供たちや保護者、あるいは地域に、本年度の我が校はどういうふう目に映っているかというような質問をしたんですね。見た目が9割だと言っているんですから、見た目が悪いスタートじゃ困るよという話をしたんですけれども、やはりその中で入学式の評価とか反省なんかもしてみる必要があるんじゃないか。子供たちは大変立派にやったんだけど、例えば司会者、教員の司会の仕方とか、それから副校長の来賓の紹介の仕方とか、そういうものについては多少何かどうなのかなというふうなことを言われているケースもありましたよということを私はきょう校長先生に申し上げました。それから、生徒の様子はどうだという、そんな話もしましたけれども。そういう点では4月から何となく気ぜわしく過ごしたかなというふうに思った私の報告です。

委員長（古田土暢子君）

ありがとうございました。

委員さんのほうでいかがでしょうか何か。

田野倉委員。

委員（田野倉美保君）

卒業式に出席した時に感じたことです。中学生は皆さん制服なので特に問題はないのですが、小学生、特に女子児童がはかまを着て卒業式に出席するケースが年々多くなっている気がします。さらにそのはかまに合わないからといって、上履きではなくブーツのようなものを履いて出席されている児童もいらっしゃいました。髪の毛も卒業式というよりは成人式のまねを小学生がしているようで、ある程度規制か何かがあったほうがいいのではないかと感じました。ある学校ではもうそういった華美な服装はやめましょうと校長先生が言い出して、そういう服装はなしになったという学校もあれば、特にそういう規制がない学校もあるようなので、もしできたらですが、その辺りを統一することを考えていってはどうかなと感じました。

教育長（宮林 徹君）

今の話というのは私も気にもなっているんですよね。学校によってなんだよね。ここの学校はばかに多いというのがあれば、4月から行く新しい中学校の制服を着てきて、もう中学生になったような気持ちで卒業式を迎える子もいたりして、そういうのもほほ笑ましいなと思います。男の子はまだ羽織はかまは着ていないけども、そのうち着出すかもしれないね。服装が行動を生んでいくこともあるので、これでなきやだめなのかな、そうじゃないんじゃないかと思うことがありますね。校長先生がだめだと言ってだめになっている学校もあるわけけども、その校長先生が悪者になっちゃいけないんでね、何かしていかないと際限もなくなっちゃうんじゃないかなということも心配していますね。今親に任せているわけですけども。じゃ、背広とネクタイで来ちゃいけないのかとか、いろいろどこまでがいいんだなんてことになってくると大変だしね。

委員長（古田土暢子君）

入学前の段階で何か連絡することがありますよね。そのときにお手紙とか、そういう通知は出すのでしょうか。

指導担当部長（新村紀昭君）

一義的にはやはり小学校の場合には、そうした服装等の規制は家庭の良識に任されている部分でございまして、例えば中学に上がるときによく問題になるのは、髪の毛を茶色に染めているとかというようなことも、中学校ではそのあたり厳しく、15歳の春、社会人になる場合もありますので、そういったようなところでの指導ということではしておりますが、それについての小学校での規制というのがなかなか難しいということは現状としてあると思います。ですから、もっと極端な例で言うと、例えばピアスの穴をそれこそ赤ちゃんのときにもう西洋並みにあけてしまうという方もいますので、そういったようなことのモラルとか良識、日本の古来からある、そういった常識の部分というのも年々その価値観が変わってしまっていて、それについて学校が、校長が指導というのも実はなかなか、家庭の方針ですと言われてしまえば、その部分で言いにくいというのは確かにあるのかな

というところですか。ですので、今ご意見頂戴して、PTAの联合会などの組織体もありますので、そういった中で話題にできることがあれば、自主規制というんでしょうか、そういったようなことについてまた検討していただくこともあるかと思うんです。ただ、やはり最終的には個々の家庭の教育方針というところに小学校は置くところが大きいのかなというふうに考えます。

以上です。

委員長（古田土暢子君）

ありがとうございました。

ほかに。よろしいですか。

《なし》

委員長（古田土暢子君）

ほかにないようですので、教育委員報告は終了いたします。

最後に、事務局から今後の日程などについてご案内をお願いします。

教育総務課長（小林賢司君）

それでは、今後の日程等についてご案内させていただきます。

5月2日木曜日午後2時から東京自治会館におきまして、東京都市町村教育委員会連合会の平成25年度第1回理事会が開催されます。古田土委員長が顧問となつてございますので、ご出席をお願いいたします。

続きまして、5月9日木曜日午後12時30分から目黒雅叙園におきまして平成25年度関東地区都市教育長協議会総会が開催をされます。教育長にご出席をお願いいたします。

最後に、次回、5月の定例会でございますが、5月21日午後2時から505会議室で開催をいたします。

以上でございます。

委員長（古田土暢子君）

ありがとうございました。

以上をもちまして、あきる野市教育委員会4月定例会を終了いたします。

閉会宣言 午後3時10分